

JIT BOXチャーター便約款及び JITパレットチャーター便約款

令和六年十一月七日認可

第一章 総則 (第二条)

第二章 運送業務 (第二条)

第三節 指図 (第十六条 第十七条)

第四節 事故 (第十八条 第十九条)

第五節 オプション作業 (第二十一条 第二十三条)

第六節 責任 (第二十四条 第三十四条)

第一章 総則 (第二条)

第二章 運送業務 (第二条)

第一節 引受け (第一条 第十一条 第十五条)

第二節 引渡し (第十二条 第三十二条)

第三節 指図 (第十六条 第十七条)

第四節 事故 (第十八条 第十九条)

第五節 オプション作業 (第二十一条 第二十三条)

第六節 責任 (第二十四条 第三十四条)

第一章 総則 (第二条)

第二章 運送業務 (第二条)

第一節 引受け (第一条 第十一条 第十五条)

第二節 引渡し (第十二条 第三十二条)

第三節 指図 (第十六条 第十七条)

第四節 事故 (第十八条 第十九条)

第五節 オプション作業 (第二十一条 第二十三条)

第六節 責任 (第二十四条 第三十四条)

第一章 総則 (第二条)

第二章 運送業務 (第二条)

第一節 引受け (第一条 第十一条 第十五条)

第二節 引渡し (第十二条 第三十二条)

第三節 指図 (第十六条 第十七条)

第四節 事故 (第十八条 第十九条)

第五節 オプション作業 (第二十一条 第二十三条)

第六節 責任 (第二十四条 第三十四条)

第一章 総則 (第二条)

第二章 運送業務 (第二条)

第一節 引受け (第一条 第十一条 第十五条)

第二節 引渡し (第十二条 第三十二条)

第三節 指図 (第十六条 第十七条)

第四節 事故 (第十八条 第十九条)

第五節 オプション作業 (第二十一条 第二十三条)

第六節 責任 (第二十四条 第三十四条)

第一章 総則 (第二条)

第二章 運送業務 (第二条)

第一節 引受け (第一条 第十一条 第十五条)

第二節 引渡し (第十二条 第三十二条)

第三節 指図 (第十六条 第十七条)

第四節 事故 (第十八条 第十九条)

第五節 オプション作業 (第二十一条 第二十三条)

第六節 責任 (第二十四条 第三十四条)

第一章 総則 (第二条)

第二章 運送業務 (第二条)

第一節 引受け (第一条 第十一条 第十五条)

第二節 引渡し (第十二条 第三十二条)

第三節 指図 (第十六条 第十七条)

第四節 事故 (第十八条 第十九条)

第五節 オプション作業 (第二十一条 第二十三条)

第六節 責任 (第二十四条 第三十四条)

第一章 総則 (第二条)

第二章 運送業務 (第二条)

第一節 引受け (第一条 第十一条 第十五条)

第二節 引渡し (第十二条 第三十二条)

第三節 指図 (第十六条 第十七条)

第四節 事故 (第十八条 第十九条)

第五節 オプション作業 (第二十一条 第二十三条)

第六節 責任 (第二十四条 第三十四条)

二 荷送人が、第三条第一項各号の事項を通知せず、又は第五条第一項の規定による点検に同意しないとき。

三 荷造り又は荷物の重量がボックス等積載での運送に適しないとき。

四 当該運送に関し、荷送人から特別の負担を要求されたとき。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することなると認められる運送。

六 荷送人は又は荷受け人が次に掲げるものであるとき。

七 暴力団員による規定する暴力団員(以下、「暴力団員」といふ)、暴力団構成員又は、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。

八 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。

ウ 法人その他の役員のうち暴力団に該当する者があると認められるとき。

エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不正当要求を行う者(荷受人)にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む)であると認められるとき。

七 荷物が次に掲げるものであるとき。

ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの。

イ 当店で荷物の性質により、特に引受けを拒絶すると定めた次のもの。

現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類

クレジットカード、キャッシュカード等のカード類

郵便番号

荷受人の氏名又は名称、住所又は所在地

電話番号及び郵便番号

荷送人の氏名又は名称、配達先、電話番号及び郵便番号

荷送人があらかじめ指図する荷物の引渡しを行なう時間帯(以下「お届け時間帯」という)。ただし、荷送人が希望しない場合は、指図しないことができます。

五 荷物の品名、重量及び個口数

附帯作業(丁士1丁指定納品)荷物の積み込み作業又は取卸作業、締持ち・横持ち作業、マンでの作業、コードボックスでの保冷配送の業務等を指し、以下、これらを「オプション作業」という。

七 運送上の特段の注意事項(渡れやすいもの、変質又は腐敗やすいもの等の荷物の性質の区分その他の必要な事項を記載するものとします)。

四 荷送人があらかじめ指図する荷物の引渡しを行なう時間帯(以下「お届け時間帯」という)。ただし、荷送人が希望しない場合は、指図しないことがあります。

三 荷物の運送(運送の申込みを引き受けない旨の通知なくその期日を経過した場合は、申込みを引き受けたものとします)。

二 当店は、前項の申込みを引き受けない旨の通知するものとします。なお、当店から引き受けない旨の通知なくその期日を経過した場合は、申込みを引き受けたものとします。

一 第三条第一項各号の事項(以下「お届け希望日」と「お届け時間帯」をあわせて「配達日時」といいます)。

二 荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称又は商号

荷物受取日

四 運賃及び料金(オプション作業その他の運送に関する費用)

五 問い合わせ窓口電話番号

六 その他荷物の運送に関し必要な事項

荷物の運送に関する費用を、電磁的方法等により提供する場合があります。

(引渡しができない荷物の処分)

第十一条 当店は、相当地期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷送人に對し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処理に對する指図をすることができます。

十二条 当店は、第一項の規定により荷物を処分したときは、その旨を荷送人に對する指図の請求により得られた代金を、当店の荷物の保管及び処分に要した費用に充当し、その上で不足があるときは荷送人に不足額の支払いを請求し、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

(責任と保証)

第二十五条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が着延したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が自己または使用者その他の他人に類似する事由に生じた損害については、その責任を負いません。

二 当該荷物の性質による発火、爆発、まれ、かび、腐敗、変色、さびその他のそれに類似する事由に生じた損害については、その他の原因による火災、社会的の騒擾その他の事変又は強盗四不可抗力による火災、五地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等の他の天災。

六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押又は第三者への引渡し

七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(指図に応じない場合)

第十七条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

二 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、運送なくそのままの旨を荷送人に對する指図を立てることができます。

三 当店は、第一項の規定により荷物を処分したときは、その旨を荷送人に對する指図を立てることができます。

四 第七条に規定する指図に従つて行なう処理に要する費用は、荷送人の負担とします。

(指図)

第十八条 当店は、指図に応じない場合は、運送なくそのままの旨を荷送人に對する指図を立てることができます。

二 当店は、前項の規定により荷物を処分することを認めた場合は、直ちに運送を中止し、荷送人に對する指図を立てることができます。

三 前項に規定する荷物の権利は、荷送人の権利は、運送なくそのままの旨を荷送人に對する指図を立てることができます。

四 第七条に規定する指図に従つて行なう処理に要する費用は、荷送人の負担とします。

(荷受人の申告が不実、不備であった時の責任)

第二十六条 当店は、荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

二 前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

三 同盟龍業、同盟意業、社会的騒擾その他の事変又は強盗四不可抗力による火災

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等の他の天災。

六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押又は第三者への引渡し

七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(荷受人の申告が不実、不備であった時の責任)

第二十七条 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷、遅延その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一 当該荷物の性質による発火、爆発、まれ、かび、腐敗、変色、さびその他のそれに類似する事由に生じた損害については、その責任を負いません。

二 当該荷物の性質による発火、爆発、まれ、かび、腐敗、変色、さびその他のそれに類似する事由に生じた損害については、荷送人がその旨を当店に通知する場合において、当店が損害を被ったときは、この限りではありません。

三 同盟龍業、同盟意業、社会的騒擾その他の事変又は強盗四不可抗力による火災

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等の他の天災。

六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押又は第三者への引渡し

七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(荷受人の申告が不実、不備であった時の責任)

第二十八条 当店は、指図に応じない場合は、運送なくそのままの旨を荷送人に對する指図を立てることができます。

二 当店は、前項の規定により荷物を処分することを認めた場合は、直ちに運送を中止し、荷送人に對する指図を立てることができます。

三 前項に規定する荷物の権利は、荷送人の権利は、運送なくそのままの旨を荷送人に對する指図を立てることができます。

四 第七条に規定する指図に従つて行なう処理に要する費用は、荷送人の負担とします。

(荷受人の申告が不実、不備であった時の責任)

第二十九条 当店は、荷物の滅失又は一部滅失が発見したときは、運送なくそのままの旨を荷送人に對する指図を立てることができます。

二 当店は、前項の規定による処理をしたときは、運送なくそのままの旨を荷送人に對する指図を立てることができます。

三 当店は、前項の規定により荷物を処分することを認めた場合は、直ちに運送を中止し、荷送人に對する指図を立てることができます。

四 当店は、前項の規定による処理をしたときは、運送なくそのままの旨を荷送人に對する指図を立てることができます。

五 当店は、前項の規定により荷物を処分することを認めた場合は、直ちに運送を中止し、荷送人に對する指図を立てることができます。

六 当店は、前項の規定により荷物を処分することを認めた場合は、直ちに運送を中止し、荷送人に對する指図を立てることができます。

七 当店は、前項の規定により荷物を処分することを認めた場合は、直ちに運送を中止し、荷送人に對する指図を立てることができます。

(荷受人の申告が不実、不備であった時の責任)

第三十条 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

二 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

三 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

四 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

五 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

六 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

(荷受人の申告が不実、不備であった時の責任)

第三十一条 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

二 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

三 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

四 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

五 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

六 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

(荷受人の申告が不実、不備であった時の責任)

第三十二条 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

二 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

三 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

四 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

五 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

六 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

(荷受人の申告が不実、不備であった時の責任)

第三十三条 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

二 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

三 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

四 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

五 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

六 当店は、荷物の滅失又は一部滅失については、荷物の滅失又は運送による荷物の価格を負いません。

(荷受人の申告が不実、不備であった時の責任)

第三十四条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により待機した時間(荷送人又は荷受人による待機の時間)を負わなければなりません。

二 当店は、荷物の欠陥又は性質により待機した時間(荷送人又は荷受人による待機の時間)を負わなければなりません。

三 当店は、荷物の欠陥又は性質により待機した時間(荷送人又は荷受人による待機の時間)を負わなければなりません。

四 当店は、荷物の欠陥又は性質により待機した時間(荷送人又は荷受人による待機の時間)を負わなければなりません。

五 当店は、荷物の欠陥又は性質により待機した時間(荷送人又は荷受人による待機の時間)を負わなければなりません。

六 当店は、荷物の欠陥又は性質により待機した時間(荷送人又は荷受人による待機の時間)を負わなければなりません。

(荷受人の申告が不